

環境省交渉（2010.10.14）記録

辺野古への基地建設を許さない実行委員会

【日時および場所】

日時：2010年10月14日 16時00分～17時15分

場所：参議院議員会館 402 会議室

【出席者】（敬称略）

（環境省）

高木敏（環境省自然環境計画課課長補佐、環境影響審査室審査官）

鈴木啓太（総合環境政策局環境影響評価課係長）

植竹朋子（総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室主査）

山崎進（自然環境局野生生物課課長補佐）

荒牧まりさ（自然環境局自然環境計画課サンゴ礁保全専門官）

（議員および議員秘書）

山内徳信議員、森木秘書、服部良一議員、芦澤秘書

（辺野古実）

合計 11 名

【山内議員】

要請団の皆さん御苦労さまです。日程調整が出来て一緒に話合いが出来ます事を大変喜んでおります。参議院議員の山内徳信でございます。

状況が随分変わりまして、大臣も副大臣も替わられましたし、辺野古の現場もオスプレイをひた隠しに隠しておりましたが、外務省防衛省はついに、正直に言った方が良く岡田前外務大臣がおっしゃって、そのことについて触れておられます。今月は名古屋で生物多様性の国際会議も開かれます。既に質問状は出しておりますので先ずそれに答えていただき、それから皆さんで意見交換を深めていきたい思います。

1 辺野古アセスについて

【司会】

それでは既にお渡ししてある質問・要請についてご回答をお願いします。

【環境省；高木】

辺野古への普天間基地の移設に関しては政府の方針としまして「沖縄の基地(マ)軽減」という観点から、

これまでも自公政権あるいは民主党政権で検討されて来ております。今年5月にありました日米合意が outcome として、それによる日米の外務防衛専門家による報告書が8月に出されております。この中ではV字案I字案が今後検討されるということです。今現在、どちらの案になるか、どういった位置、規模になるかは明らかにされておりませんので、我々環境省はこの場でお応えできる部分とそうでない部分があります。その部分につきましては事業の詳細が分かっていない以上難しいかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

生物多様性の観点につきましても来週から COP-10 が始まりますので、直接の担当者は既に現地に行っておりますので立入った話になれば、お答えづらいことがあるかと思っておりますがその点についてもご了承をお願いしたいと思います。

1 「辺野古アセス」について

1-(1) 「辺野古アセスの現段階」

昨年4月に環境影響評価準備書が提出されまして、その後、公告縦覧、住民意見の募集が行われて、昨年10月に沖縄県知事意見が提出されているという状況です。現在、準備書終了段階というように承知しております。

1-(2) 今までのアセスの問題

この部分につきましては、環境省としましてはアセス法違反ではないと認識しております。この部分については係争中でもございますので、詳細のコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

1-(3) オスプレイ配備

オスプレイ配備につきましては事業者防衛省から正式に普天間飛行場の代替施設へのオスプレイの配備が確定しているわけではない、と聞いておりますので、現段階で配備うんぬんについて当方としてお応えする立場にないと考えております。

1-(4) 飛行経路

飛行経路ですけれども、報道等によりまして、日米の実務者協議の中で、日本政府が地元の説明した飛行経路の誤りが指摘されたと承知しております。しかしながら日米専門家協議の報告書の中では飛行経路については明らかにされておりません。環境省として飛

行経路の変更については状況を把握していないという状況でございます。

1-(5) ジュゴン保護

ジュゴンにつきましては9月21日のNHK報道によりますとキャンプシュワブから北東に約6キロのところでジュゴンを発見した、というように了承しております。また報道によりますと、確認位置周辺ではこれまでもたびたびジュゴンが確認されているようである、と聞いております。

今後ですが、環境省としましては現在継続的に観察されている海域における保護対策を中心に行っており、その他の地域につきましては、防衛省調査も含めて適宜情報収集を進めてまいりたいと思います。

1-(6) 珊瑚礁の保護

1-(7) 生物多様性の保護

これにつきましては、たとえば日本自然保護協会ですとかWWFジャパン、リーフチェックの会等によりまして現地で様々な合同調査が行われレポートもされているというように認識しております。甲殻類につきましても新たに35種類発見されているという状況を承知しております。事業の実施に伴う生物への影響につきましては事業者において適切に実施されるというふうに認識しております。

1-(8) 自衛隊の配備

自衛隊の配備につきましては事実関係を把握しておりません。報道によりますれば現在協議中であり、機種の変更、追加の可能性も含め決まっていないと考えております。不確定な事案であり環境省としてもコメントできないと考えております。

【司会】

では今の説明に対して質問あればどうぞ。

【辺野古実】

いろいろなところで事実関係を把握していないということでしたが、5・28共同声明が閣議決定されている。当然その場合にも環境大臣がいられて、これでいいと言われたと思う。ということは環境アセスについてもこれでいいと認めたことになるが、そのことと今の事実関係を把握していない、ということとはえらい矛盾を感じます。たとえば飛行経路の問題について昨日報道されたもので、糸数議員の質問主意書に対し

て「オスプレイの配備についてアセスをやり直す必要はない」という回答が閣議決定されたとなっている。これについて皆さん（環境省）のアセス担当が判断されているのだと私どもは推測するがそうではないのですか。

【環境省；高木】

基本的には防衛省が答弁書を作成して閣議決定して糸数議員に伝えられたと私どもは聞いている。

【辺野古実】

環境省は関わっていないということですか？

【環境省；高木】

閣議了承の段階で環境大臣も関係大臣として了承されたということです。

【辺野古実】

アセス審査室の判断はそこでは入らないのですか？

【環境省；鈴木】

先ほど申し上げたとおりでございまして、環境省としても一定の関与と申しますか、答弁については確認させていただいているところでございます。主意書の件でございますが、こちらは飛行場施設でございますので、飛行場の設備に関しては沖縄県条例の範囲ですので、一般的に法に当てはめた時に法解釈上違和感がないかどうかという観点から確認させていただいております。あくまでも最終的に閣議決定したものにしましては一般的に政府としての見解ではございますけれども、最終的に条例についての判断権者は沖縄県にあるということになっております。

【辺野古実】

県条例に違反していないから、という説明が報道にもありますが、これは非常に重要なことですよ。オスプレイについては、私達もたくさん訊いてますけども、防衛省がいままでずっと隠してきたのですよ。

【辺野古実】

新聞情報は間接情報ばかりなので、良く分からない。具体的にどのように環境省は理解しているのか、主意質問にしても現物を見ていないので、具体的な話は向こう（環境省）から言ってもらわなかったら分からない。今おっしゃったのは、閣議決定は基本的な方向だけであって、飛行場建設は基本的には沖縄県のアセス

の判断だから、沖縄県の判断をしるものではない、
というのはありがたい話であって、そこまで縛られた
らたまったものではない。

少なくともその主意質問の内容と見解について教
えて下さい。新聞記事だけではわからない。

【環境省；鈴木】

主意書の内容で皆さんがご関心あるのは環境アセ
スのやり直しのところかと思しますので、その点につ
いて申し上げます。回答を読み上げますと「一般論と
して普天間飛行場に限らずアセスの制度として飛行
経路の変更に関わる事業内容の変更、オスプレイの配
備いかにかわらず飛行経路の変更にかかわる事
業内容の修正につきましては、我々なり防衛省が見た
限りにおきましては条例の第 20 条 1 項、第 23 条 1
項および第 25 条の規定を読みます限りにおいては、
改めて条例の第 5 条から第 24 条までの規定、要は方
法書手続きからあらためてやり直すことは要しない
だろう、という解釈をしております、それについて
防衛省が作成しまして閣議決定したという次第でご
ざいます。

【辺野古実】

環境省なのだから、法的に法的にと言う前に、環境
だから住環境も含めて負荷はどうかということ
を、先ず真っ先に心配するための省ではないのですか。
防衛省がそのように言うのは分かるが、環境省は環境
への負荷、住環境も含めて、生物への影響も含めてこ
れで大丈夫なのかということをしちゃんと調べる必要
があるのではないのでしょうか。オスプレイ配備が決ま
っていない段階で準備書が出されオスプレイが配備
された時の調査が何もなしに今 GO している状態とい
うのは非常におかしいとは思いませんか。デモフラ
イトの調査も含めて、オスプレイの配備が出て来たの
だからちゃんとやるべきではないですか。前に戻って。
私は環境省が一番それを言ってほしいことです。2006
年 4 月に宜野座村長や名護市長は自分達の上空を飛ば
ないということで合意書を出している。その後で県知
事も合意書を出している。それについてももしかしたら、
そうならないかもしれないとしたら、真っ先に疑義を
出すのは環境省なのではないですか。

【環境省；高木】

事業を実施する場合に、その地域において生活環境
も自然環境も維持するために保護するのは大事です。
自然環境あるいは社会環境も含めまして、そのための
環境影響評価をして予測して評価するわけですね。
でも、それを行うに際しましてはやはり事実に基づい
た調査が必要ということになります。事実は何かに
いうことになれば今回の場合は政府も確認して
おりますけれども、現状では正式配備が確定して
いるわけではない。そういう事実に基づきまして
今回のアセスは調査させていただいております。

【辺野古実】

今答弁書を持っていますが、「2013 年から MV22 オ
スプレイが配備される計画を持っていることは承知
している」と書いてある。要するにそういう計画があ
るということは分かっているのでしょうか。あることが
分かっている、米国では普天間基地の代替施設が
できようができませんが普天間基地に MV22 が収容
できるような施設を建設すると、代替施設が出来
なくても、というように米国は言っている訳です。
現に米海兵隊の計画でも 2013 年から 2014 年春に
かけて CH46E のパイロットをアメリカに連れ帰
って機種転換計画をさせるということが決まってい
るのです。そうすると CH46 の代替え部隊がい
なくなってしまうので、その機種転換計画の前
に MV22 を沖縄に配備すると計画は決まってい
るわけですよ。今あなたがおっしゃったように
一般的に決まっているけれども通告がないから
俺たちは知らないよ、というのでは、これから
先、将来の計画についての判断を環境省はしな
ければいけないわけですよ。だからそのところ
をきちんと、環境省はどう対応するのか、とい
うことを我々は聞いているわけですよ。それを
やらなければ意味がないでしょう。これからの
ことを予測するわけですよ。

【辺野古実】

さっき (3) の答えとしてまだ聞いていないと言
われましたが、当時の岡田外務大臣ははっきりと
オスプレイが配備されると言っているわけ
ですよ。だからそれを考慮したアセスが必要
なのではないですか。それを知らないとい
うのはおかしいと思う。

【環境省；高木】

答弁書によりますと、「将来において沖縄に MV22

が配備される可能性があることは認識している」が「米国政府からは国防総省として正式に承認した計画ではない」と書いてあります。沖縄への配備につきましてはそういった意味で確定したわけではない旨の説明しているのが政府の答弁ですので、これ以上でも以下でもないという認識しております。

【辺野古実】

正式に確定したらもう一回アセスをやり直すかどうか判断するということですか。

【環境省；高木】

それはタイミングによるかと思えますけれども。

【辺野古実】

タイミングによってアセスするかしないか、変わるということですか。

【環境省；高木】

例えば、例えばですよ、いつの段階で正式に日本政府が、今回普天間に配備されて、それが将来的に代替施設にも配備されると日本政府が認めた場合には、それに応じまして、アセスの法令にのっとってしかるべき手続きがなされるものというふうに認識しています。

【辺野古実】

じゃあ、その段階でアセスはやるということですね。

【環境省；高木】

その段階になって見ないとわかりませんし、実際どういった結果が出るかは分かりませんので。

【環境省；鈴木】

アセスのやり直しには要件がございまして、その要件に合致すれば当然やり直すこととなりますけれども、一番冒頭に前提として申し上げたとおりタイミングによってまた変わって来ますので、タイミングと要件が合致した場合においては当然やり直すということになります。

【辺野古実】

タイミングって何ですか？

【辺野古実】

とうことは、これは新報の報道ですが、「オスプレイ配備でアセス必要とせずの答弁」とありますが、オスプレイの配備がはっきり決まってもアセスは不必要だということが確認できているという訳ではない

ということですね。アセスとしてはまだオスプレイの配備がどうなるかわからない状態だということですね、辺野古アセスに関しては。

【環境省；鈴木】

政府として認識している現状をもとにアセス手続きを進めている、ということですので。

【辺野古実】

ですから、そこでオスプレイが配備されるかどうかはアセスの作業の中では入っていないので、これから事業者である防衛省がオスプレイ配備を明らかにしたときにアセスをやり直さなければいけないのかどうか、それともこのままで良いのかを判断をするということですね。

【環境省；鈴木】

アセス手続きと言うのは条例とは別で、あくまでもアセス法の世界の話をさせていただきますと、事業に着手した段階で、アセス手続きを履行する義務が無くなって来ますので、事業に着手した後にですね、あるいはいろいろ事業内容が仮に変更になった場合には、法の世界においてはアセス手続きをその事業について再実施する義務はかからないということになります。

【辺野古実】

その事業者が意図的に事業の内容をごまかしていたとか、隠していたことが明らかになった場合もそうですか。

【環境省；鈴木】

今の手続ではそうっております。法律の世界ではそうなっています。

【辺野古実】

意図的に隠していても、そこまでやりなおすということには、始まってしまったらもうアセスは関係ないとか効力はなくなるってということですか。

【環境省；鈴木】

意図的というのはですね、そのどのくらい悪質なのかというのでかなり要件が変わってくると思うんですよ。法律の世界ではそうです。

【辺野古実】

今、意図的におっしゃいましたよね？ タイミングの問題というのは今まで意図的に、オスプレイの問題はずるずるとうやむやにされて来たことが、グア

ム協定でここにいらっしゃる山内トクシン議員が、4月20日に、1996年のSACOの直前に高見沢さんが隠したと、誤魔化したということを行ったわけではないですか。そういうタイミングをずらされて来ているときに法的には義務、義務というよりも、社会的環境、自然環境に対して必要なものを提案してゆくのが環境省の役目ではないですか、と繰り返し言っているのです。

【辺野古実】

法解釈のことを聞きたいんですけど、例えばさっきの話で飛行経路が変わった場合については、いったん始まったらやりなおす必要がないっておっしゃったけど、例えば飛行場の中で機種って大事ですよ。一般論ですよ。機種の変更って言うのは基本的には方法書の中において機種変更っていうのがたとえ出てくる場合、それはどうなるんですか？アセスのやり直しの問題については。

【辺野古実】

付けくわえますが、やり直しについては以前も何度か交渉したのですが、その時には、埋め立て面積が2割増えるとか、その場合にはやり直さなければいけない、ということは聞いています。

【辺野古実】

法律上ね、方法の話ね。飛行場って騒音が基本ですよ、飛行機の。

【環境省；鈴木】

機種の変更はですね、アセスやり直しの要件には入ってございません。法律の世界では入っておりません。

【辺野古実】

ということは、機種が変更された、追加された場合については準備書段階で準備書の調査として追加してやるということ？

【環境省；植竹】

準備書を出しなおすのではなくて、準備書が出て評価書の前に、もし確定した事実があるならば、そのことは評価書において反映させるということになります。

【辺野古実】

ということは先ほど準備書の最終段階だとおっしゃったけど、今の段階で機種変更がもし追加された場

合にはどういうふうな手続きになるのですか。

【環境省；植竹】

それは評価書において反映させるということになると思います。

【辺野古実】

ということは、意見は言えないですよ。一般市民の意見は言えませんよね。おかしいじゃないですか。住民の意見はどこで言うのですか。準備書に戻ってとか、準備書の公告縦覧のやり直し？意見を言う場を設けるべきでしょう？基本的には、飛行場の基本は騒音問題ですよ。それは欠陥じゃないですかそれは、誰のためのアセスなのですか。

【辺野古実】

それにともなって（4）の飛行経路の問題が日米でぶつかったのですよね。それが報道されています。結論がどうなったのか報道されていないし報告書にもっていない。これだってどう変わるかわからないじゃないですか。それはどういう扱いになるのですか。

【環境省；植竹】

法律において、今の機種の変更と同じように、方法書にまでもどって見直す要件に飛行経路というのは入っていない。

【辺野古実】

いないですか。じゃあ何が入ってるんですか。どういう場合にやり直すのですか。

【辺野古実】

そもそもアセスの考え方の原点からあるべきですよ。アセスというのは合意を作っていくことでしょう。どこで合意を作るのですか。評価書でボンと出して。考え直すべきですよ。

【辺野古実】

2006年4月の確認書や合意はみんな、ふっとんでしまう。やっぱりそこからやり直さなければいけないのではないですか。

【辺野古実】

オスプレイに関しては、これは去年の4月の報道ですが、高見沢防衛政策局長がずっと黙ってたんですよ。そしてアメリカもそれをやるつもりでいるので、それを黙っていてくれて、そういう報道があるわけですよ。こういうことを事業者がやっているのなら

何でもできてしまうではないですか。そんなことを許すのですか環境省は。

【環境省；】

・・・沈黙・・・

【環境省；鈴木】

あくまで制度上の話をさせていただきますと、仮に事業者が適切にアセスをせずに、あるいはアセスをすべきものについて、その部分を抜いてアセスをしていて評価書を作った場合には、制度上は最終的には許認可のところで担保するようになってございますので、許認可のところで飛行場は

【辺野古実】飛行場は防衛省、国交省じゃない。防衛施設。

【辺野古実】

その時は、事業主に返すのですよ。解釈論の問題ですから。基本的にアセスというのは住民の合意をとっていくのでしょ、環境影響を低減するために。そうするならば、あなた方が言っているようなやり方では住民との合意はとれないですよ。少なくとも準備書段階にもどってやりなおすべきですよ。あるいは準備書に追加して公告縦覧をやりなおすべきですよ。このことについて。関連するものとして。それが基本的な法解釈ですよ。

【司会】

皆さんの答弁がおかしいので糾弾したい気持ちになるけれども、今日はそこまで行きませんので。何を問題にしているか、お分かりになったと思うので、あなた方が環境をまもるためにする仕事を間違いなく防衛省や外務省に押し切られないでしっかりやっていただきたいということで、次の問題に進みたいと思います。

それでは時間が無いので、次の大きな項目2番目の「環境大臣意見について」のご回答をお願いします。

【辺野古実】

ちょっとジュゴンのことで1つ言って

【司会】

どうぞ。

【辺野古実】今日いらっしゃった方、今まで私たちが繰り返し交渉してくださった方とメンバーが違うんですね。今まで出されていた問題、(2)で色々出てい

る、その中の5のことについては今まで事実関係がはっきりしていなかったのですが、今年、守屋武昌さんが出した本の中ではっきり5月18日14時からできるだけ多く設置する、民間業者にはできるだけ少ない形でということで、こっそりメディアにもそれから反対派と言う人たちにも見えない形で設置したということ堂々と書いているんですよ。翌日も翌晩2時からやって、それで撤退したということをはっきり書いてるわけですね。これは明らかに日没から日が上がるまではジュゴンを排除してそこでの工事はしない、作業はしないという約束をしますよね、県として。それはやっぱり先ほどから何度もアセス違反していないと言ってるけど、これだけ考えても違反じゃないですか。ジュゴンを保護する立場の環境省には、この点では是非意見を通して頑張してほしい点です。

【司会】

そこを汲み取っていただいて次の大きな項目2の……

【辺野古実】

あ、すみません。3番と4番についてもうちよっと付け加えさせてください。1つはハワイです、アメリカと日本でオスプレイ配備に伴うハワイでの環境アセスがされている。ご存じだと思いますが。先ほど以来言っていますようにオスプレイに関してももう一度やはりやり直す必要があると思います。それから、これは報道されているからよくご存じでしょうけれども、飛行経路の変更というのは大幅にアメリカの主張しているところは騒音領域をもっとごく増えているわけですよ。だからこれを黙っているわけにはいかないでしょう、環境省としては。ということがまず1つ言えます。ついでにですね、普天間の経路も、これもご存じでしょうけれども、これは宜野湾市で出している資料ですけれども、当初言っているのと全然違う。縦横無尽に使っているわけですよ。滑走路そしてあちこちから出入りしている周りの人たちがいるにもかかわらず。ですから一旦できてしまうとアメリカ軍あるいは自衛隊も使うのかもしれないけれども何をやるか分からないんですよ。ですから、このアセスの段階できっちり押さえる必要があるのです。それを是非お伝えしておきます。すみません。

2 環境大臣意見について

【司会】

時間がないので大きな項目2番目の環境大臣意見についてのご回答をお願いします。

【環境省;高木】

環境大臣意見につきましては、これまでも度々申し上げていますが、現行のアセス法上環境大臣が意見を述べる機会はないということになっています。一方、改正法案におきましては、許認可権者が地方公共団体である場合、意見を述べるにあたり環境大臣の助言を求めることとする規定を盛り込んでいますが、当該規定の施行期日は改正法施行後1年後であることから、本件に適用されるかどうかは不明ということになっています。

次の(2)番ですけれども、田島環境副大臣がおっしゃった言葉ですけれども、あのゼロオプションについては「…」で省略されてますので改めて読み上げます。「・ゼロオプションについては、アセスは決して事業にブレーキをかけるものではなく、事業が環境に著しい影響を及ぼすかどうかを事業の前に客観的に評価を行い、適正な配慮がされるということが前提となる、そのための仕組みである。憶測や誤解されることもあるが、影響が大きく適正な配慮がされない場合に環境大臣が意見をすることが出来るように、事業に対してのチェックもできるようにという事も、内容に盛り込まれており、ゼロオプションもその延長線上にあるとご理解いただいて構わない。」というような文です。これは、あくまで改正法律案の内容について行われた発言です。

次(3)番の鳩山前首相の「埋立」についての表明の関係ですけれども、これにつきましては、現在V字案、I字案ということで、専門家で検討されております。詳細の計画が決まっていないのでどのような影響があるかということは適切ではないと思いますので発言は控えさせていただきます。

次の(4)番の日米共同声明と日米専門家検討会議についてですけれども、これについては環境省の具体的な関与はありません。専門家検討会議につきましても、日米両国の外交・防衛の専門家によるものであり、環境省は関与していません。以上です。

【司会】

あのう、この4項目の他に新たに出てきた問題があります。井上さん、どうぞ。

【辺野古実】

井上です。あのう、さっきから聞いていると、防衛省の関係だ、そんな話でしたが閣議決定は国の正式の見解です。環境大臣がそれに合意をするということは大変重いことなのであって、回ってきた書類にちょっとサインしたって話じゃないんです。それと同様に、今の5.28「日米共同声明」、それから8.31日米専門家検討会議報告について、環境省は関係ありませんと言われたが、冗談ではないです。あなた方の仕事というのは、環境省設置法第3条に「環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を図ることを任務とする。」とある。分かってますよね？ こういうことをちゃんとやっていますか？ 私はやっていないと思うがね。今度の専門家検討会議報告は大変具体的なものです。あれやこれやまだ決まっていませんなんてものではないのです。V字案だと約160ヘクタールの海域が埋め立てられ、2100万立方メートルの土砂が必要となる。そして、サンゴと海草類が影響を受ける。I字案についても同様です。影響を受けると書いてある。この影響を防止するのがあなた方の仕事でしょう。埋立が明記されておって何が起こるか分からんというときに、あれはうちの仕事ではありません。それだったら環境省の仕事何て無いじゃないですか。あれも関係ない、これも関係ない。単に不真面目とか怠慢ではないでしょう。私は意図的な不作為と思う。細かくは言いませんよ。小沢・竹下さんの時代、これ2つとも関係あるんですよ。でも彼らはただの一度もですね、5.28日米共同声明にしる、8.31検討会議報告にしる、一言も言ってないですね。逃げているのですよ。環境省設置法に基づいて環境省は仕事をしていないと私は見ます。だから、お願いしているのではないですよ、仕事してるんですからね。ちゃんと仕事をすべきです。この2つの文章について、環境行政上認めることができないとはっきり宣言して、そして閣議において「この2つは駄目だ、環境を破壊する。アメリカに対してこの2つは承認できない」という風にはっ

きり言うべきですよ。言いますか、言いませんか、どっちです。ちゃんと答えてください。

【環境省；高木】

先程もいいましたけれども、いずれにしても今後についてV字案、I字案を参考にですね、如何にしたら、例えばさっきも話にありましたけれども、生活環境ですとか自然環境ですとかに影響が少ないような形で今後進められるかということを勉強している段階ですので、今の状況で我々がこれについてコメントはできないと思います。

【辺野古実】

V字案とかI字案とかを沖縄の人たちが選択するのですか？ そういう問題ではないでしょう。V字案であろうがI字案であろうが、そんなものは駄目だ、それは受け入れられない、と沖縄県民は言っているのです。つまり、この2つの文章は、県内移設反対という立場から絶対に認めることはできない。よって環境省は撤回するべきである。真面目に答える気がないな、そういう調子では。

【司会】

あなたがた、どうするべきか、今ここでこうするとはっきりあったら、おっしゃってください。けどお顔みていると、いやあそうですかという顔をしているから、帰ってしっかり考えて明確な答弁を出してください。

【辺野古実】

一点確認したいことがあるのですけれど。今の2の環境大臣意見のところの(1)の先程のご回答で、環境大臣が意見を述べる機会を持つものではないとおっしゃったのですけれども、こちらに1700万立方メートルぐらいの土砂の埋め立てというのが言われてますけれども、それについて埋立のための土砂のアセスをやるべきではないかということが出ていたと思うのですが、そのことについて環境省はアセスの方向をお示しにはなっていないのでしょうか？ 確認です。既に確認しているかも知れませんが改めて埋立土砂の問題でアセスのやる必要性について環境省はどのような認識でしょうか。

【環境省；高木】

埋立てに要する土砂は2100万立方だと記憶してい

ますが、そのうちの400万立方については事業区域内で事業に付随して、例えば海ですとか山ですとか、今回の事業に付随してますのでアセスの対象になっております。当たらないと言われている土砂については今回のアセスの対象にはなっておりません。

【辺野古実】

そうですね。そのことだけちょっと確認させて

【辺野古実】

それについて意見が出ていましたよね。準備書に対する意見として指摘がありましたよね。そのあと、私たちが意見を言う場が無いのですよ。だから最初から言っているように、環境省としての仕事、環境行政の仕事を、埋立の問題もそうだし、飛行経路の問題もそうだし、いろいろな問題が出ていて、繰り返し言ってきた中で、最初の回答ですけど、大臣意見を出せるものではないとおっしゃいましたけれど、今まではそういうふうに答えてませんでしたよ。

【辺野古実】

少なくとも、法律上はこうだという説明がありましたけれども、前回あるいは前前回にですね、これだけの規模のアセスだから大臣意見を出さない訳にはいかない、という回答を確か藤井さんがされました。

【辺野古実】

ずっとそうですよ。

【辺野古実】

それについて、もう少し踏み込んだ答えをしていたきたい。

【辺野古実】

何度も私たちが質問していて、言いますという回答だったのです。移設協議会に出席しているからそこでもいいですよという発言もしています。環境行政として絶対にこれをやらなければいけない

【辺野古実川】

まいいじゃないですか

【辺野古実】

前の大臣意見を出すということはお答えいただきたいと思います。

【辺野古実】

なぜそういう後ろ向きの話になってくる訳？

【環境省；高木】

自公政権下におきましては、当時普天間移設協議会がございまして、環境大臣もそのメンバーに含まれていました。ですので、協議会の中で発言の場がありました。但し、政権交代後移設先の見直しがあって体制が大きく変化しております。現在その前政権の協議会に該当するものが設けられておりませんので、前政権のような大臣の発言の場というのが現実にはありません。

【辺野古実】

では別の場でやるべきではないですか。

【辺野古実】

ちょっと待って。環境大臣意見という問題は、評価書段階における環境大臣意見を言うか言わないかという問題を聞いているのですよ。それを言わないと言っているの？

【環境省；高木】

現状アセス法上は述べる機会が

【辺野古実；】

法律上は分かっているのですよ。あなた方の意志なのですよ。

【辺野古実】

2点あるのです。混乱しているから2点あるのですけれど、あなたが言っているような関係閣僚会議がありましたよねその会議の場面と。準備書へ意見をいいなさい、いえ言えないのですよ、と。環境アセスの藤井さんが、評価書段階の環境大臣は言いますと。この2つの場面があると言ってきたのですよ、ずっと。ね、過去の事例でも、言ってきているのですよ、ポイントでは。何であなたが方になって変わるわけ？ 怒っているんだぜ、今。何で変わるのですか、そこまで。

【辺野古実；】

あまりに無責任ではないですか？ さっきも事業の内容が決まっていないから分からない、分からないと、逃げているのではないですか、あなた方は。

【辺野古実】

高木さん、あんたが初めてですよ、そんなこと言ったのは。僕は今までずっとやってきてるけど。

【環境省；高木】

決して逃げている訳ではなくて

【辺野古実】

じゃなぜそんな答えが出てくるのだよ

【環境省；高木】

我々は法律に則って手続きを行っている訳ですから、法律で解釈できない分については調整できないこともあります。

【辺野古実】

そんなこと言っていない。評価書段階において環境大臣意見を述べるか述べないかという問題について、今までは環境大臣意見を述べると聞いているのですよ、今までは。これだけ大きな事業だから。

【環境省；高木】

…

【山内議員】

高木さん、鈴木さん、前任者はねこういうことをおっしゃっているのです。こんな大きなね、あの土砂はね10トン車が525万台。それは私が外交委員会で質問したの、石破大臣でしたよ。そういう風に変な汚染をもたらす、環境を破壊していくような、そういうことを指摘したのです。辺野古の人々が飲んでる水のダム周囲から、そこも掘り起こして海を埋める土砂として使うのか、と。何だこんちくしょう、大臣ねえ、ひねくれている言い方ですけどね、あなたの選挙区にあなたのふるさとに砂丘があるでしょう、あれを全部掘り起こして辺野古の海に運ぶと言ったときに、あなたの出身県の人たちは黙っておりますかと聞いたのです。そういういろんなやり取りをして、前任者の職員達が、今指摘のあったようなことをおっしゃっていたのですよ。私は今日はずっと聞き役に回ろうと思っていたのですが、余りにもあなた方が担当に変わったあとの対応が不誠実な感じがしたから、少し声を大きくして今申し上げているのです。私たちはあなた方の敵ではないのよ、環境省の敵ではない、環境省を悪者にしたいとは思っていない。さっきこちらからも指摘があったでしょう。環境省はこうあるべきだと、ちゃんと仕事をやれとおっしゃっています。だから、逃げ隠れせずに、逃げるような答弁でなくて、腹を割ってみんなと話してくださいよ。それでも終わらんとしたら、私が国会でやりますよ、委員会で新しい大臣にやりますよ。私の代表質問に環境大臣はちゃんと答弁していますよ。

【司会】

時間がないので。環境大臣に発言させないみたいな言い方をしないで、あなた方がしっかり大臣にこういう発言をしなさいという下地を作ってくださいよ。じゃ次に行きましょう。

3 COP10について

【司会】

COP10についてどうぞ。

【環境省；高木】

COP10についてですけれども、ご案内のとおりCOP10は名古屋で来週開催されます。この中では、世界各国が現下の危機的な生態系や生物状況を認識し、自然との共生という大きな目標に向けて行動していくことが重要であると考えます。具体的には、生物多様性に関する新たな世界目標、ポスト2010年目標でありますけれどもその策定、また遺伝子資源に対するアクセスと利益配分について国際的な枠組みの検討を終わらせることも重要になってきます。COP10におきましてはこれらの課題について、締約国192カ国の合意を形成することが重要でして、議長国として決議採択に向けた各国合意に努力します。次に、(2)ですけれども、基地の建設にあたっての自然環境等に対する調査につきましては、先程申し上げましたが、事業者により適切に行われてるというように考えています。以上です。

【辺野古実】

あのう、2点あります。一つは、報告に留めます、山崎さん。アラブ首長国連邦に行ってきました。報告に伺いますけれど、同時に申入れしたいのですが、事実だけ先にいいます。29カ国が集まりました、18カ国が署名をしました、NGOを含めて90名が参加しました、基本的にジュゴン保護覚書に基づいた署名国会議の第1回目が行われて2年後に再度アラブ首長国連邦で開催することになりました、日本政府に参加してほしいという声は大きいです、理由は資金力と技術力、ジュゴンの遺伝子研究の問題で、そのことが今後必要になってきますからぜひとも参加してほしいという話があります。これらは報告に留めます。もう一点は、ここに書いているように様々な問題で、水産庁

が提案をしそして環境省も外務省も今回沿岸域の保全のテーマでやっていますよね。その中で海草を保全しましょう、そして2020年に向けてこれもマスコミに言わせて見たら分母のとり方が違う、誤魔化しているという意見がありますけれど、とにかくそういう方針が今回決議されると思います。が、にもかかわらず、沖縄島の最大の藻場の辺野古で440haのうち78haをつぶすという馬鹿な話をなぜ書きだすのかという話しになってくるのです。この問題は名古屋で徹底してやりますからね、私。そういうダブルスタンダードの姿勢はやめるべきですよ、あなた方は。もっと環境省としての仕事をすべきだということで、これは指摘に留めます。ただ、日本政府に対して各国の期待はおおきいですよ。なぜ来なかったのだと盛んにいわれましたけれど、いや忙しいらしいですよと言いました。ただ、少なくとも我々は30分プレゼンテーションをしました、今の沖縄の米軍基地の現状とアセス問題について。必ず反響が来ますから、あなた方に。

【辺野古実】

違った視点での質問なんですけれども、最近のCOP10についての報道を見ていますと、遺伝子資源の多様性保全のことが多いかなという感じがします。生態系の多様性の話がほとんど出てこないですね、新聞等を見ている限りでは。その辺はどうなっているのでしょうか。やっぱり、ジュゴンを守る、基地を造らないという観点からいうと、生態系の問題は、今海草の話もありましたけれど、生態系の多様性の保全というのがとても大事だと思いますが、その辺がどうか教えてください。

【環境省；山崎】

今回のCOPの中で、遺伝子資源の話が注目を浴びているっていうのは、議定書の方向性を今回のCOPである程度統一しましょうという話があるので、それが重点的な、関係国で合意をしないといけないけれども色々意見が分かれる世界なので注目を浴びているということだと思います。ようやく、生物多様性の保全と遺伝子資源の配分という3つの目的がありますので、保全の視点ももちろん条約として入ってきてという状況でございます。

【辺野古実】

具体的に、それに関して、生物多様性の保全ということに関して、何か今回の動きが見えるのですか？

【環境省；山崎】

ひとつ大きいのが、先程高木の方から申し上げましたけれども、今後の10年間の世界目標をみんなで合意しようというのが動きとしてありまして、それと先程の遺伝子の話と、2つが大きい動きだと思います。

【辺野古実】

私は「沖縄一坪反戦地主会・関東ブロック」の一員ですが、同時に「北限のジュゴンを守る会」の事務局です。我々は名護を中心にしてジュゴンの生態調査をここ3年間やっているのです。これまでの環境省の調査で充分でないという風に思っておりますけれど、我々自身はこれを続けるつもりです。で、ご存じだと思うけれども、ジュゴンはもともと奄美にも沖縄島にも他の島にも広範に生息していたのです。それがどんどんどんどん減って行って、今一体何頭居るかは正確には分からない。あなた方も把握していないでしょう。これでは困るのですよ。先程の1の(5)に書いた沖縄全海域における複数年調査について尋ねたけれど返事はありませんでした。私は改めてそれを要求したいと思います。全海域でそして何年にも渡って調査しなければ、どこかでたまたまカメラが捉えたという話だけに矮小化されては困るのです。どんどん減っているのではないですか、下手すると。あまり増えていってる感じはしない。東海岸の話ばかり出ていきましたけれども、辺野古沿岸域、大浦湾やかよう沿岸域。そこだけではないのですよ、西海岸の古宇利島の周辺でも視認されているのです。だから、沖縄本島だけではなくて、本当は全部やるべきだけれども、当面出てきているのが沖縄本島だから、そこだけでも全海域を何年にも渡って調査するという誠実な態度がどうしても必要です。そうじゃなければ日本の環境行政がジュゴンを絶滅させますよ。

【司会】

はい、それでは。

【辺野古実】

それに加えて、2005年の3月に環境省はジュゴンを目撃していますね。

【辺野古実】

平成17年。

【辺野古実】

それを含めて具体的にジュゴン保護のために環境省がやっていることをお示してください。今日は無理かも知れませんが。

【環境省；山崎】

それについては前にもお話していたかと思うのですが、環境省の方でも事業をやっております、漁師さんが間違っ捕ってしまった時には、緊急退避しないといけないということで、レスキュー訓練とかですね、地域の動員体制を作っていくまでのことを行っています。

【辺野古実】

山崎さん、そこで終わっては駄目なのです。例えば、網をばらしたときの補償をどこがするのかまでしなくては。そういうことになると曖昧になってくる訳よ。あなた方が基本的に解決しようという姿勢を持っていたとしても、その努力をしていない訳よ。違う？ 言っていること分かる？ パフォーマンスなんだよ、そんなことは。

【辺野古実】

ジュゴンを守るというならば、捕獲のことも大事ですけれど、やはり生態系全体を守ることが大事なのではないですか？

【辺野古実】

調査してやっていることの結果が活かされていないという指摘があるのですよ。それは必ず金がかかる訳よ。この問題も。そこに手を入れないと漁業組合も困っている訳よ。それを結局リードするのは環境省しかないでしょうが、水産庁にはそれがないのだから。そんなの何年前の話なの会議にも出たけれども、なんかね、そういうね同じこと繰り返しちゃ駄目だよ。それが今指摘されてるからあなた方は出たくないんだよ、分かってんだよ。

【辺野古実】

具体的にジュゴン保護についてどう取り組んできましたか、これからしようとしていますか。私たちの質問に全部答える形で出して欲しいです。今で無くていいです。

【司会】

それは宿題と

【環境省；山崎】

それは、平成13年から17年までですね、広域調査というのをやってまいりました。それによってジュゴンの分布の調査を行っていたのですけれども、それらの結果を踏まえまして、その後生息環境のモニタリングとしまして、ジュゴンの生息状況の調査を漁業者の協力を得て調査を行ってまいりました。それと、継続してレスキュー訓練等を行ってきたところです。それらは22年度までで終了したのですけれども、平成23年度からの事業は環境省として要求しているところです。

【辺野古実】

埋立の影響も含めて調査してください。アセスについて防衛省から聞いてますという答えでは、環境省としての独自の取り組みが伝わってきませんから。

【辺野古実】

時間がオーバーしているのですが、我々の気持ちは伝わったと思うのですけれども、先程の大臣意見についてもう一度お答えいただけないでしょうか。

【環境省；高木】

先程申しましたけれども、現行アセス法上は大臣意見は求められない。機会があればということで、前任者が発言したことがあるかもしれません

【辺野古実】

機会があればではないです、意志として、これだけの大規模なアセスだから大臣意見を出さない訳にはいかないとおっしゃったのですよ、藤井さんは。

【環境省；高木】

ちょっとそこは前任者の発言でもありますので、ちょっと私の方でも調べてみますけれども、おそらくその話の内容はですね、若干相互ずれでいるんじゃないかという気はしております。

【山内議員】

あんたが、ずれてるんじゃないの？

【辺野古実】

アセス法上はといつも言うけれど、そうではなくて環境を護るために、仕事としてやってほしい。環境大臣がアセスをやっているのを外から見ていて、これはおかしい不十分だ間違っているじゃないと言える場

面が一杯ある訳でしょう。それを私たちが指摘しているのですから。

【辺野古実】

今度のアセス法改定では大臣意見を出すように変えようとしている訳でしょう。それを実践してもいいじゃないですか。

【辺野古実】

それをやった事業があるのですよ。環境調査までやっているのですよ。ま、我々の努力が足りなかったらもっと頑張りますけども。

4 環境影響評価法について

【司会】

じゃ時間も超過していますので、4番の環境影響評価法についてに入ります。

【環境省；高木】

先の通常国会におきまして継続審議とされております。今後の審議日程については未定です。

(2)の例外規定ですが、おっしゃっていることが改正法案の第52条3項を指すのであれば、災害発生への対応と社会的要請から、事業に速やかに着手することが求められる場合があることから、手続の適用除外規定を設けたものです。政令で指定される事業としては、例えば大震災によって大量の廃棄物が発生し、新たな区域に最終処分場が緊急に必要な場合を想定されています。

(3)のゼロオプションについて、既定追加ですけども。これにつきましては、それが現実的である場合や、対策の組み合わせにより目的を達成できるような事業が設定できる場合等には、事業者によっては事業者自からそれを複数案に含めることがありうるものと考えております。が、かえって選択肢を狭めることになりうるため、答申に示された柔軟な制度という趣旨からすると、義務付けは困難と考えられます。

【辺野古実】

(2)ですが、今のお答えで、このアセスについてはどうなのでしょう？ アセスが始まっているから改正法の適用の対象外になるのかもしれませんが、精神としてはどうなのでしょう？ 社会的要請でアセスはいい加減でよいとなるのかどうか、です。

【環境省；鈴木】

おっしゃられたとおり、まだ改正法案の段階です。仮の話としてもお答えするのはなかなか難しい。

【辺野古実】

ですけれど、前は災害しかないと聞いていたのですが、社会的要請が入るといことは、具体的にどういいうことをイメージして法案を考えられたのか。

【環境省；鈴木】

大都市で、具体的には大震災のイメージですが、産業廃棄物が大量に発生する場合が考えられます。そういった場合に早く撤去しなくてはならないのですが、既存の処分場ではなかなか間に合わない事態が容易に想定される訳ですけれども、その際にはなるべくすみやかに、とは言え最低限の環境保全の検討をする必要がありますので場所の選定を規定する排出手続きを、今回の法案で適用除外としていますけれども、現行法でやっている方法書手続き以降については、従来どおりやってもらった上で、少しでも排出手続きを早めに事業に協力してもらって、その際に廃棄物を処理してもらおう、とそういった議論をしてこういった条項を設けました。

【辺野古実】

ということは、どこかの国と声明を出したからどうしてもやらないといけないから、アセスをいい加減にするということはある得ない？

【環境省；鈴木】

ありえないかどうかは具体的な事例を見ないと分かりませんが、少なくとも省内の議論ではそういった議論はありませんでした。

【司会】

じゃ、どうも。

【辺野古実】

最後に一言。これはご存知でしょう。辺野古現地で作られたものです。お渡しします。この美しい海に新たに米軍基地を造ろうとしている。これは環境省しか止められないと思う。アメリカにとっては一杯金を用意して提供する基地でありがたい、防衛省も自分たちの仕事だと考えている。だけど、こんなにきれいな海に馬鹿げた基地を造る戦争の道具をつくる、それを止められるのは、環境省なのです。それを皆さん、ぜ

ひ認識していただきたい。皆さんが子どもや孫に恥じないような仕事をしていただきたい。

【辺野古実】

先程の答弁書の関係で部隊が MV-22 に変更になる。代替されることを承知していると書かれている。将来的に変わることがあると記述されていることを知っていると言っているのです。ですからそういうことを環境省さんの立場から、今まで話したように、充分に対応していただきたい。今までこういう機種の変更に ついても、外務省と交渉すると新聞では何月にその機種が例えば厚木基地に来ますと報道されるのだけれど、外務省と交渉するとアメリカから正式の通知が無いから私たちは知りません、と言っている。知っているはずだと追及すると、外務省は我々は日米安保条約の条約上の義務を誠実に履行するだけだ、と言うのですよ。そういう行政の在り方なのです。あなた方の先程の答えの仕方と同じなのです。それでは我々があなた方の話をする意味が無い訳ね。政府というのは一体何なのですか。あなた方は国民の税金で飯を食べているのでしょうか。そういうことを充分に理解していただきたい。お願いします。一度壊したものは元に戻りません、絶滅したジュゴンも元に戻りませんから。その辺を良く考えてお願いします。

【司会】

今日は時間をお借りしましてありがとうございます。私どもはあなた方に対して歯がゆい思いをしておりますけれども、決して糾弾するんじゃないで、あなた方も頑張ってきて自然環境を守る、ということを解決したいわけですよ。よろしくお願いします。ありがとうございました。

以上

事前に提出してあった

「質問・要請書」を

次ページ以降に掲載しました。

質問・要請書

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」について

2010年10月12日

環境大臣 松本龍 様
環境副大臣 近藤昭一 様
環境政務官 樋高剛 様

辺野古への基地建設を許さない実行委員会
(連絡先：090-3910-4140)

松本大臣は就任の挨拶で「環境問題は、なるべくエネルギーを使わない、物をなるべく動かさないという、生活の営み、住まい方とかを変えていかなければならない。スモールワールドというか、小さな自己完結をした社会にしていかなければならない」と話されました。この主張から、ぜひ「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」に対して環境省としての主体的な対応をお聞きしたいと思います。アセスメントに対する環境省の対応には私たちに多くの不満があり、この5年間、断続的に面談交渉してきました。ことこの事業に関して環境省は積極的・主体的に環境保全のために働くべきことが多々あると私たちは主張してきました。

本年10月には生物多様性条約第10回締約国会議（通称COP10）が開催されようとしている今、COP10の主役たる貴政権の環境省がこの「辺野古アセス」についてどのような対応をされているのか、されようとしているのか、お聞きしたいと思います。5・28「日米共同声明」が閣議決定され8・31日米専門家検討会合報告書が出されましたが、この事業が環境破壊をもたらすことは火を見るより明らかです。私たちは、沖縄の人々の生活を守り、沖縄の自然環境を保全し、生物多様性を維持し、世界に環境を大切にする日本を鼓舞できる環境行政を実施されることを強く願って、以下の項目について質問いたします。

1 「辺野古アセス」について

(1) アセスの段階

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」が現在どういう段階なのか説明願います。

(2) 今までのアセスの問題

旧政権（自公政権）が実施してきた「辺野古アセス」はその進め方に多くの批判があります。これらについて環境省はどのような見解をとるのか説明願います。

- ① 事前環境調査の実施、方法書記述大幅不足（事業内容の記述：7ページ、離着陸する軍用機記述：1行）
- ② 方法書閲覧の不備（閲覧場所問題、閲覧後に150ページの追記）
- ③ 「ぶんど」出動による住民恫喝
- ④ 「準備書」に多数意見（5000件以上）
- ⑤ 事後環境調査の実施、複数年調査実施せず
- ⑥ タッチアンドゴー訓練とV字滑走路案の矛盾（環境省も関心を示した）

(3) オスプレイ配備

米軍当局者および外務大臣の発言で辺野古へのオスプレイ配備が明らかにされました。現行の普天間基地配備のCH-46、CH-53と比較してはるかに巨大な規模と能力を持つオスプレイ配備に対して現行アセスは無効だと考えますが環境省の見解を説明願います。特に米国側ではオスプレイ配備を想定していたにもかかわらず、事業者はそれを隠しとおしてきたことを考えれば現行アセスを認めることはできない

と思います。オスプレイの騒音調査を事業者にさせるべきだと思います。

(4) 飛行経路

日米の実務者協議の中で日本政府が地元で説明した飛行経路の誤りを米政府が指摘し、従来の日本政府の説明よりも陸上部に近接した空域を飛ぶ、と報道されています。このような誤った飛行経路に基づく環境影響評価は無効であると考えますが環境省の見解を説明願います。I字型滑走路にすると陸上部への影響が過大になると思いますが、環境省の見解を説明願います。

(5) ジュゴン保護

環境省の独自調査と防衛省作成の準備書面でのジュゴンの棲息頭数に矛盾がある。これについてどう考えるか。その上でジュゴンの保護について環境省としての見解を説明願います。仮に防衛省の調査どおりに3頭しか生息していないとするならば、環境省はどのようにして絶滅危惧種ジュゴンを保護する方針なのか説明願います。例えば、9月21日にNHKがキャンプシュワブから北東に約6kmのところにジュゴン水中に潜ったり水面近くに上がってきたりしているジュゴンを発見しましたが、これについても追跡調査しましたか？ 沖縄全海域における複数年調査が不可欠と考えますがその計画はありますか？

(6) サンゴ礁の保護

住民や専門家の調査などでサンゴ礁群が発見されてきましたが、新たにサンゴ礁などの調査を実施する予定はありますか？ サンゴ礁保護についての環境省の見解を説明願います。

(7) 生物多様性の保護

WWFほかの調査で、甲殻類が新たに36種発見されました。先のアセスでは考慮されていないものです。これらの多様な生物をどう保護するのか環境の見解を説明願います。

(8) 自衛隊の配備

自衛隊のヘリ18機の配備が議論されているが、どんな機種か分からない。今までのアセスと矛盾が生じるのではないかと。環境省の見解を示して欲しい。

2 環境大臣意見について

(1) 公有水面埋立事業埋立てについては、「環境影響評価制度専門委員会報告(案)」(意見募集中)で「環境影響評価手続において環境大臣の意見提出の機会を設けることが必要」とされていますが、「辺野古アセス」は国の壮大な事業(トラック500万台分の埋立)であるので大臣意見を出すのが当然と何度も要求してきました。また、前回の面談交渉の折にも大臣意見を出すことになりそうと話されていました。いつ大臣意見書を出すのですか？

(2) 2月24日に田島環境副大臣が「ゼロオプションについては、…、憶測や誤解されることもあるが、影響が大きく適正な配慮がされない場合に環境大臣が意見をすることが出来るように、事業に対してのチェックもできるようにという事も、内容に盛り込まれており、ゼロオプションもその延長線上にあるとご理解いただいて構わない。」と答えています。環境省が、法の精神をないがしろにする「辺野古アセス」の問題点を指摘して、アセスをやり直すようにあるいは環境破壊が明らかな事業を止めるように意見を出すべきと考えますが、環境省の見解を説明願います。

(3) 鳩山前首相は「埋め立ては自然への冒涇」と表明されました。これについての環境大臣の見解を説明願います。また、8月31日の日米専門家検討会議報告ではV字・I字の埋め立て2案が提案されています。これはいずれにせよ大規模な埋め立て計画であり「自然への冒涇」であると考えますが環境省の見解を説明願います。

(4) 5・28「日米共同声明」と8・31日米専門家検討会議報告は辺野古・大浦湾の自然環境を破壊する

計画であり環境保全推進の立場からは相いれないものと考えます。環境大臣あるいは環境省は「共同声明」と専門家検討会にどのように関わったのか、そしてこれからどうかかわるのかを説明願います。環境大臣としてこれらの撤回を政府に働きかけるべきだと考えますが環境省の見解を説明願います。

3 COP10について

- (1) 生物多様性条約第10回締約国会議（通称COP10）が開催されています。議長国として生物多様性の保全の立場から沖縄ジュゴンやサンゴの保護についての施策を説明願います。
- (2) 辺野古大浦湾近辺のジュゴン保護、サンゴ礁保護についてどのような見解か説明願います。「ジュゴンと海草藻場の広域調査」結果（2006年）が出てから5年経ちますが、新たな計画があれば説明願います。

4 環境影響評価法について

- (1) 環境影響評価法の改正は継続審議になったのでしょうか？ 現在の状況を簡単に説明願います。
- (2) 改正案には「例外規定」が設けられていますか？
- (3) 改正案にはゼロオプション規定は追加されますか？

以上